別表 2 配分対象追加項目

区分		配分対象		配分額	公的支援等	備考
1 住家以外の建物・物件被害等	① 店舗、事業所 等の事業用建物	床下浸水(土砂流入)以上の被害 を受けた、店舗、事業所等の事業 用建物の営業者(個人又は法人)又 は貸家・貸店舗等の所有者(個人又 は法人)		10万円	○支援融資等	
	② 貸家・貸店舗 等	上記のうち床上浸水以上の被害を受けた個人又は法人(中小企業に限る。)	全壊	250万円	係するため害程度に応	生活再建と密接に関 係するため、建物被
			大規模半壊	187万5千円		害程度に応じ住家の 第2次配分額の1/2
			半壊	125万円		
			床上浸水	25万円		
	③ 農地、駐車場等の事業用地	土砂流入の被害を受けた農地、駐車場等の事業用地の営業者等(個人又は法人)		10万円	○農地の災害復旧事業等	
	④ 空き家(居住 用に限る)	以上の被害を受け た者	全壊	250万円		生活再建と密接に関 係するため、建物被
			大規模半壊	187万5千円		害程度に応じ住家の 第2次配分額の1/2
			半壊	125万円		とする。
			床上浸水	25万円		
			一部破損 床下浸水(土砂 流入)	10万円		
ものの自費負担等 となり得る	① 自力仮住宅確 保世帯への家賃 等負担加算	住家が被災し、自力で仮住宅を確 保し家賃等を負担している世帯		3 0 万円	○市による仮住宅確保○義援金住家全壊 500 万円~床下浸水(土砂流入)10 万円	
	② 自費で住家を 解体・撤去した 者への自費解体 ・撤去加算	半壊以上の被害を受けた住家を自 費で解体・撤去した者		100万円	○市による解体・撤去○被災者生活再建支援金○義援金住家全壊 500 万円	一般的な解体費用 (200万円以上)の 1/2程度の100万円 を限度とする。
3 住家被害がない場合の	① 周辺被害のため居住できなかった世帯	指定の区域内において、住家に被 害がなく、第 1 次配分の対象にな っていない世帯		10万円		指定の区域は、9月2 日現在の避難勧告区 域とする。※
	② 宅地への土砂 流入	宅地に土砂が流入し、納屋、外構、 車庫等に被害を受けたが、住家に 被害がなく、第1次配分の対象に なっていない世帯		10万円	_	
	③ 住家敷地の崩 壊・流失	住家の被害がなく、第1次配分の 対象になっていないが、敷地の擁 壁等の崩壊により、崩壊・流失し た宅地を補修した者		25万円		住家の一部破損の第 2次配分相当額とす る。

- 注1 被害を受けた建物や用地が複数の場合でも、各配分対象者につき、1配分とする。 2 人的被害以外の配分対象者が他の配分対象に該当する場合、加算の場合を除き、重複して配分しない。
- ※「指定の区域」は、次の区域です。

【9月2日12時現在の避難勧告区域】

区	地域				
安佐南区	避難勧告	八木三丁目6,7,10~13,15,16, 25,26,29~36,40,41,45~51番街区、八木四丁目42~51番街区、 八木六丁目19番街区、八木八丁目3,9,10,30~33番街区、緑井七丁目24~27,32,33番街区、 緑井八丁目7~9,14,15,19,20,25,28~32, 34,36番街区			